

議案第 9 2 号

瑞穂町都市計画税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

都市計画税の税率の特例を延長し、及び特例の適用区分を明確にするため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町都市計画税条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町都市計画税条例（昭和 3 3 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 6 項を次のように改める。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例）

- 1 6 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税に限り、第 3 条の規定の適用については、同条中「1 0 0 分の 0 . 3」とあるのは、令和 3 年度分にあつては「1 0 0 分の 0 . 2 5」と、令和 4 年度分及び令和 5 年度分にあつては「1 0 0 分の 0 . 2 7」とする。

(瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例（平成23年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条 瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第4条 瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第1条による改正

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第6条 略 附 則 1から15 略 <u>(令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</u> 16 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、令和3年度分にあつては「100分の0.25」と、令和4年度分及び令和5年度分にあつては「100分の0.27」とする。</u> 17 略 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> <u>ただし、第2条から第4条までの規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>第1条の規定による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u>	第1条から第6条 略 附 則 1から15 略 <u>(平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</u> 16 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</u> 17 略

第2条による改正

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例(平成23年条例第23号) 新旧対照表

新	旧
略 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 <u>ただし、第2条から第4条までの規定は、公布の日から施行する。</u> 2 略	略 附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

第3条による改正

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第12号) 新旧対照表

新	旧
略 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 ただし、第2条から第4条までの規定は、公布の日から施行する。 2 略	略 附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第4条による改正

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第30号) 新旧対照表

新	旧
略 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 ただし、第2条から第4条までの規定は、公布の日から施行する。 2 略	略 附 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。